

令和 2 年 8 月 31 日

認証評価機関における現状と課題について

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
理事 長谷川 壽一

大学改革支援・学位授与機構の理事として、各認証評価機関で構成される認証評価機関連絡協議会などにおける各認証評価機関の声を披露しながら話をさせていただく。

■認証評価制度と設置基準との関係について（前提）

○我が国の認証評価制度は（学校教育法及び）大学設置基準等の法令に基づき、各認証評価機関が大学評価基準を定めて実施していることから、認証評価制度の見直しを行う場合は、（学校教育法及び）大学設置基準の見直しの議論が必要であることをご理解いただきたい。各認証評価機関は中央教育審議会における質保証システムの議論に関心があり、注目している。

■内部質保証システムについて

○これまで中央教育審議会等において機関別認証評価と分野別評価の在り方について様々な議論が行われてきた。それらを踏まえ、平成 28 年 3 月 31 日に公布された改正細目省令（平成 30 年 4 月 1 日施行）では、認証評価を行う事項として三つのポリシーに関することや、大学における継続的な改善のための仕組み（内部質保証）に関することを追加し、分野別評価の要素である教育プログラムの内部質保証を含め、機関別認証評価において重点的に評価することとなった。この改正に伴い各認証評価機関は特に教育の内部質保証と現行の機関別認証評価の関係について改めて整理が必要となった。

○大学改革支援・学位授与機構（以下機構）では、中央教育審議会大学分科会審議まとめ「認証評価制度の充実に向けて」（平成 28 年 3 月 18 日）及び上記の細目省令改正の公布通知を受け、研究開発部において外部有識者を加えた「質保証システムの現状と将来像に関する研究会」を発足し、平成 29 年 3 月 31 日に「教育の内部質保証に関するガイドライン」を取りまとめ、公表するとともに、ワークショップ等を開催して大学との認識の共有に努めた。他の認証評価機関においては、細目省令の改正を反映させた大学評価基準を省令施行の平成 30 年度から適用することができることから、さらに早い段階から大学評価基準の改訂と普及に努めた。

○以上を踏まえ機構内でさらに検討を行った結果、平成 30 年 3 月に 3 巡目の大学機関別認証評価に反映すべく、大学評価基準の改訂を行った。

○平成31年(令和元年)度までに大学評価基準を改訂している機関における内部質保証に関する基準の内容及び基準を満たしているか否かを判断するための点検項目は評価機関ごとの基準、評価手順は異なるものの基本的に共通しており、(1)内部質保証のための組織体制、(2)組織を運用して自己点検・評価を行い、その結果を改善向上に結び付ける方法、(3)その組織体制及び方法によって内部質保証が実現していることの3点について外部的に点検することとしている。

- ・大学基準協会「「大学基準」及びその解説」(平成29.3.21改定) pp. 81-82.
- ・日本高等教育評価機構「令和2年度 大学機関別認証評価受審のてびき(前編)」(令和元年8月) pp. 44-48.
- ・大学改革支援・学位授与機構「大学評価基準」(平成31年3月改訂) pp. 2-3.

○現在、改正後一巡目の評価を実施しているところであるが、内部質保証については、各認証評価機関、評価担当者によって解釈が異なっていないか、または、大学から見たときに認証評価における扱いにばらつきがないかなどの検証が必要であり、各認証評価機関において分析を行い、課題を把握し対応することとしたい。その上で必要に応じ認証評価機関連絡協議会において情報共有し、意見交換を行いたい。

■認証評価業務の負担軽減について

○加えて、「認証評価の充実に向けて」(審議まとめ)においては、「重点評価項目の評価結果が優れているなど大学の内部質保証が有効に機能していると判断される場合については、次回評価の中で、例えば、実地調査における確認事項の簡素化や、事前の書類提出で代替するなどの方法の工夫等、評価内容・方法を弾力化・効率化することも考えられる。」と提言されている。

○今後認証評価制度については、この提言を具体化させ、各大学等高等教育機関による内部質保証システムが有効に機能している場合は認証評価の受審期間の弾力化または提出資料の簡略化などインセンティブの付与を可能とする枠組みの検討が必要ではないか。

■専門職課程を対象とする認証評価機関の課題

○専門職大学、専門職大学院が1校のみ存在する分野であってもそれに対応した分野別の認証評価機関の設置が必要となる。認証評価機関にとって当該分野の評価機関となるための認証の手続きは基より、評価の実施に必要な体制の確保に要するコストは、1校のみの分野の場合、複数の受審大学を有する分野と比べて大きな負担となることから、認証評価機関の認証においては考慮願いたい。

以上

認証評価機関における現状と課題について

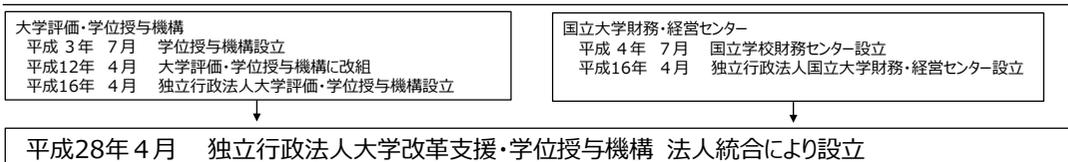
令和2年8月31日（月）
中央教育審議会質保証システム部会（第3回）

大学改革支援・学位授与機構 理事
長谷川 壽一



1. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 概要

(1) 沿革



(2) 目的

大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、**国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うこと**により、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、**学校教育法第104条第7項の規定による学位の授与を行うこと**により、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって**我が国の高等教育の発展に資すること**。
(独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第3条)

(3) 場所

本館：東京都小平市 竹橋オフィス：東京都千代田区（学術総合センター10階・11階）

(4) 組織

- 役員数：機構長1名、理事2名、監事（非常勤）2名
- 教職員数：187名（教員19名、事務系職員168名）（令和2年4月現在）

2. 認証評価機関連絡協議会 概要

○目的

我が国の高等教育の質の保証と認証評価の充実に向けた関係者間の意識の醸成を図るとともに、認証評価機関間の連携及び情報の共有を促進すること。

○設立年月日

平成23年1月17日

○参加機関

以下の認証評価機関**14機関**により組織

- ・公益財団法人大学基準協会
- ・公益財団法人日本高等教育評価機構
- ・公益財団法人日弁連法務研究財団
- ・一般財団法人日本助産評価機構
- ・一般財団法人教員養成評価機構
- ・一般社団法人専門職高等教育質保証機構
- ・一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
- ・一般社団法人大学教育質保証・評価センター
- ・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
- ・一般財団法人大学・短期大学基準協会
- ・特定非営利活動法人国際会計教育協会
- ・公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会
- ・一般社団法人日本技術者教育認定機構
- ・公益社団法人日本造園学会

2020/8/31



3

3. 大学改革支援・学位授与機構の対応について

■平成28年3月18日

中央教育審議会大学分科会「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」公表

■平成28年3月31日

学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令 公布（平成30年4月1日から施行）

→ **「内部質保証」、「3つのポリシー」**を認証評価すること。

→ 特に、「内部質保証」は「**重点的に**認証評価を行う」こと。

■平成29年3月31日

大学改革支援・学位授与機構「教育の内部質保証に関するガイドライン」公表

■平成30年3月

大学改革支援・学位授与機構「大学機関別認証評価 大学評価基準」改訂

2020/8/31



4

4.平成28年3月改正省令の主な改正内容

◆大学に対する要請

(学校教育法施行規則、大学設置基準等改正)

- 3つのポリシーの策定・公表
- SD及び教職協働

◆評価機関に対する要請

(細目省令改正)

- 「内部質保証」、「3つのポリシー」を認証評価すること。
- 特に、「内部質保証」は「重点的に認証評価を行う」こと。
- ステークホルダーの関与の増大（第1条第2項第四号）
- 評価機関自身の自己点検・評価を行うこと。

2020/8/31



5

5.認証評価の充実に向けて（審議まとめ）（抜粋）

平成28年3月18日中央教育審議会大学分科会

（負担軽減）

○このような方法を導入することに伴い、**重点評価項目の評価結果が優れているなど大学の内部質保証が有効に機能していると判断される場合**については、次回評価の中で、例えば、**実地調査における確認事項の簡素化や、事前の書類提出で代替するなどの方法の工夫等、評価内容・方法を弾力化・効率化することも考えられる。**

○大学設置基準等の法令遵守事項については、大学が質保証すべき当然の事項であり、引き続き評価・確認を行うことは必要であるが、例えば、大学が行う自己点検・評価書の記載の確認や、項目に応じたチェックシートによる確認を行うなど、方法を簡略化していくことも望まれる。

2020/8/31



6